

平成 25 年 7 月 12 日
農 林 水 産 省

第 36 回産業統計部会の審議において整理、報告等が求められた事項 に対する回答

農林業経営体調査票の変更に係る審議において整理、報告等が求められた事項

1 「【2】世帯」 - 「2 満 15 歳以上の世帯員について」 - 「 経営主等」

以下の委員等からの意見を踏まえ、「経営方針の決定に関わっている」の定義等や、「経営の後継者」の世帯員の記入の取扱いについて、より正確な記入を図る観点から、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

【意見】

- ・ 「経営方針の決定に関わっている」のか否かの判断については、家族経営協定^(注)を締結しているような農家でなければ判断できないのではないかと。
- （注）家族経営協定とは、家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものとされている。
- ・ 変更理由等を見る限り、主に女性の農業経営への参画状況を把握したいものと思われるが、例えば、農村女性の中で、農協の正組合員、役員、総代である者などといった具体的な聞き方をすべきと考える。
- ・ 「経営方針の決定に関わっている」の定義等について、何を把握したいのか、どのように経営方針に関わっている場合に記入してもらいたいのか、農林水産省において改めて整理し、報告していただきたい。

(回答)

- 1 「経営方針決定参画者」とは、経営主（経営に関わる様々な決定についての責任を負う者(最終決定者)）以外で、経営上の決定に自分の意見を反映できる者をいい、具体的には、法人における役員のように、経営サイドに位置づけられる者を想定している。
- 2 土地・労働・資本といった生産要素を投入し、経営体としての活動目的（所得の向上や農地の維持管理など）に即して行われる経営上の決定に、過去 1 年間に参画した者とする。
- 3 上記を踏まえ、調査票上の注釈を以下に改める。

現)「経営主とともに、融資や経営品目・出荷先等の決定に参画している方」

新)「過去 1 年間でいずれかの決定に参画した方（経営主を除く。）」

生產品目や飼養する畜種の選定・規模、出荷先の決定、資金調達、機械・施設等への投資、農地借入の決定、農作業受託（請け負い）の決定、雇用の決定・管理

- 4 なお、数値が既知の政策制度等の状況から、回答者数を想定すると、以下に掲げる者は経営方針決定参画者に該当する可能性が高いことから、少なくとも10万人以上(ex. だけで、5万戸×1世帯当たりの農業従事者(経営主除く)1.8人=9万人以上)は該当するものと想定している。

農業経営改善計画を共同申請している者

(平成24年3月末現在の共同申請者数9,723人)

経営計画の決定を家族経営協定に盛り込んでいる家族経営の世帯員

(平成24年3月末現在の家族経営協定締結数50,715戸)

2 「【2】世帯」 - 「2 満15歳以上の世帯員について」 - 「経営主等」

以下の委員等からの意見を踏まえ、「経営の後継者である(予定者を含む)」欄の世帯員の記入について、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

【意見】

- ・ 「経営の後継者である(予定者を含む)」欄の世帯員の記入について、1人に限定しているが、複数の後継者がいる場合の取扱い等はどうなるのか。1人に限定しなくてもよいのではないか。

(回答)

- 1 省内における利活用を確認したところ、当該項目については、経営体として後継者が確保されているか否か、いる場合の後継者の年齢等が主な利活用となっており、この観点での推移を把握していくことが重要である。
- 2 そのため、2015年農林業センサスにおいて複数回答を認めた場合、これまで後継者とは考えていなかった者を後継者として回答することを誘因する可能性も懸念され、後継者の有無等の調査結果の連続性が保てなくなる恐れがあることから、従来どおり1人に限定し把握することとしたい。

3 「【4】農業経営の雇用」 - 「1 常雇い」

以下の委員等からの意見を踏まえ、把握する年齢階層区分について、他の産業統計との関係を考慮し、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

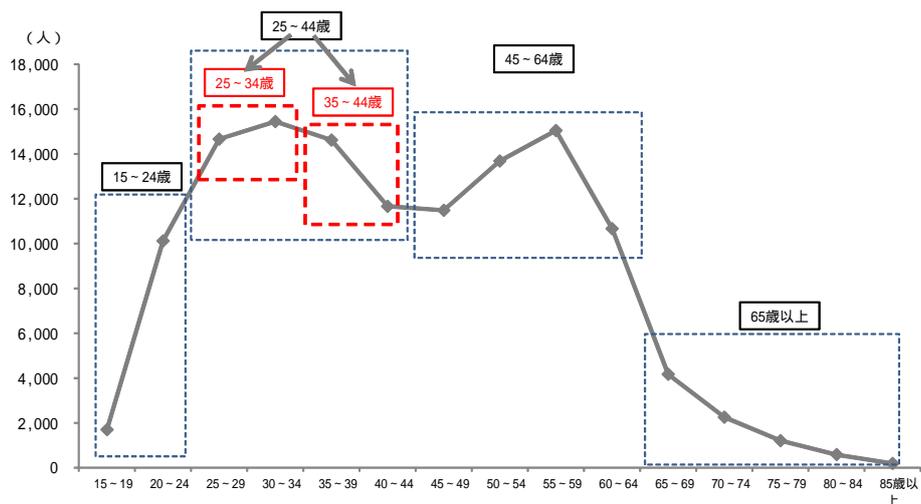
【意見】

- ・ 年齢階層の区分については、高校卒業後も農業者大学や大学を卒業した後、組織経営体で働いている人も相当数いるため、おそらく15～24歳は少なく、25～44歳に集中すると考えられる。そのため、25～44歳という区分について、より詳細な区分とするべきではないか。
- ・ 本調査事項の結果について、「他の統計調査や行政記録との連動までは想定していない」と説明しているが、基幹統計調査であるセンサスとして調査するのであれば、農業政策のための活用の面を一義的に考えるとしても、労働力調査等他の労働関係の統計調査における年齢階層区分等と一定程度リンクできる設計を検討すべきと考える。今回、年齢階層の区分については、ある程度統一していただきたい。
- ・ 年齢階層区分について、農林水産省は政策目標としている新規雇用就農者数において、当該就農者の年齢を39歳以下としていることから、この政策目標との整合性も考慮すべきではないかと考える。

(回答)

- 1 他の産業統計（経済センサス、工業統計、商業統計等）においては、雇用について男女別の人数は把握しているが、年齢別の把握は行っていない。
また、国勢調査や労働力調査においては、各世帯員の出生年月を把握しており、国勢調査では産業等基本集計において、従業上の地位ごとの就業者について5歳階級で表章、労働力調査においても産業別の雇用者や就業者について5歳階級で公表しているところ。
- 2 そのため、他統計の階層を統合することで、農林業センサスの年齢区分との接合は可能である。
- 3 しかしながら、平成22年の国勢調査において、年齢別の雇用者（正規の職員・従業員）数の分布をみると、下図のとおり、「30～34歳」と「55～59歳」をピークとしたM字曲線を描いていることから、政策的にも注目している45歳未満の動向を詳細に把握するとともに、国勢調査等の他統計との、より詳細な比較が可能となるよう、現行の「25～44歳」を「25～34歳」と「35～44歳」に区分するよう変更する。

図 平成 22 年国勢調査における農業の年齢別雇用者（正規の職員・従業員）数



- 4 なお、就農者確保に向け講じている青年就農給付金や農の雇用事業においても、十分な数の新規就農者を確保するために労働力人口の多い 40 代前半の世代までを対象にしており、政策評価についても従来の 39 歳以下から 45 歳未満に変更し新規就農者 2 万人の定着を目標に掲げるなど、新たな施策の展開に対応する必要があることから、45 歳という区切りを重視し、階層を設定しているところである。

4 「【5】土地」 - 「経営耕地（田）の状況」

以下の委員等からの意見を踏まえ、調査項目の区分について、より正確な記入を図る観点から、改めて整理・検討の上、報告願いたい。

【意見】

- ・ 経営している田の過去1年間の作付状況について、「稲を作った田」と「稲以外の作物だけを作った田」の調査項目がある中で、後者の内訳として「飼料用に稲を作った田」があるため違和感がある。紛れのないように整理すべきではないか。
- ・ 「そのうち、裏作物を作った田」については、飼料用米を作った後に麦を植えるなど、これから広がる可能性があるとするれば、内数の聞き方を変えるなどの改善の余地はないのか。

(回答)

- 1 「稲以外の作物」のうち数として、「飼料用の稲」が設置されている状況については、記入のし易さに配慮し、上記のとおり「飼料用の稲」を独立することで回避することとする（現行の「409」=案の「408」+「410」に相当）。
- 2 また、従来より麦作の盛んであった地域を中心に、飼料用の稲の裏作で飼料用の麦（概ね大麦）を作付ける体系が定着しはじめていることを踏まえ、食用の稲を作った田に限り、裏作の有無を把握する現在の体系を改め、飼料用の稲を作った田も含めて二毛作体系を総合的に把握することが可能となるよう変更する。

(現行)

稲を作った田 (主食用米、加工用米、米粉用米)	407
そのうち、裏作物を作った田 (二毛作を行った田)	408
稲以外の作物だけを作った田	409
そのうち、飼料用に稲を作った田 (飼料用米、ホールクロップサイレージ用稲など)	410
何も作らなかった田	411

(変更案)

稲を作った田	食 用	主食用米、加工用米、米粉用米	407
	飼料用	飼料用米、ホールクロップサイレージ用稲など	408
		、 のうち、裏作物を作った田 (二毛作を行った田)	409
稲以外の作物だけを作った田			410
何も作らなかった田			411